

PCR等検査無料化事業補助金

【補助事業実施の手引き】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム 検査推進班
TEL : 059-224-2062 FAX : 059-224-2558
E-mail : pcrkensa@pref.mie.lg.jp
HP : <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600010.htm>

R5年3月17日改訂版

1 はじめに

本手引きは、PCR等検査無料化事業補助金交付要領の内容をもとに作成しています。事業の実施にあたっては、PCR等検査無料化事業補助金交付要領も併せてお読みください。

補助事業者におかれましては、正しく補助金執行上のルールを守ったうえで、事業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、補助金の申請書類につきましては、登録事業者単位で提出をしていただきますようお願いいたします。

2 補助事業の基本的な流れ



交付申請書

【検査等費用支援部分】

基本的には月ごとの申請となりますが、3ヶ月毎にまとめた申請も可能です。

(3ヶ月を超えての申請は原則受け付けません)

【検査体制整備支援等部分】

基本的には体制整備が整った月の翌月に申請となりますが、追加で整備があった場合は、その分はその月の翌月に精算となります。

2 月

⑩交付申請書(第1号様式)の提出

【提出期限：3月10日(金)】

(添付書類)

- ・実績報告書(第2号様式)
- ・請求書(第7号様式)
- ・取得財産等管理台帳(第5号様式)の写し(※該当がある場合)

【補助事業者→三重県】

【検査等費用支援部分】

令和5年2月分の実績を申請してください

【検査体制整備支援等部分】(※該当がある場合)
令和5年2月分の実績を記入してください

⑪交付決定及び額の確定・支払い

【三重県→補助事業者】

交付決定及び額の確定通知書を送付します。

送付後に、請求書に基づき、指定口座に送金します。



3 月分

⑩ 交付申請書（第 1 号様式）の提出
【提出期限：4 月 1 0 日（月）】
（添付書類）

- ・実績報告書（第 2 号様式）
- ・請求書（第 7 号様式）
- ・取得財産等管理台帳（第 5 号様式）の写し（※該当がある場合）

【補助事業者→三重県】

【検査等費用支援部分】
令和 5 年 3 月分の実績を申請してください

【検査体制整備支援等部分】（※該当がある場合）
令和 5 年 3 月分の実績を記入してください

⑪ 交付決定及び額の確定・支払い
【三重県→補助事業者】

交付決定及び額の確定通知書を送付します。
送付後に、請求書に基づき、指定口座に送金します。

※ 3 月分を含む申請は令和 5 年 3 月 3 1 日までの日付で申請してください。
期限（令和 5 年 4 月 1 0 日）を過ぎると補助金を交付できない恐れがあります。
必ず期限までにご提出ください。



4 月、5 月分

⑩ 交付申請書（第 1 号様式）の提出
【提出期限：5 月 3 1 日（水）】
（添付書類）

- ・実績報告書（第 2 号様式）
- ・請求書（第 7 号様式）
- ・取得財産等管理台帳（第 5 号様式）の写し（※該当がある場合）

【補助事業者→三重県】

【検査等費用支援部分】
令和 5 年 4 月、5 月分（5 月 7 日まで）の実績を申請してください

【検査体制整備支援等部分】（※該当がある場合）
令和 5 年 4 月、5 月分（5 月 7 日まで）の実績を記入してください

※ 一般検査事業は令和 5 年 5 月 7 日（日）をもって終了します。
5 月 8 日以降の検査実施分は補助対象外となります。

⑪ 交付決定及び額の確定・支払い
【三重県→補助事業者】

交付決定及び額の確定通知書を送付します。
送付後に、請求書に基づき、指定口座に送金します。

※ 令和 5 年 4 月分と 5 月分（5 月 7 日まで）の申請については 2 か月分まとめて、5 月 3 1 日（水）までに提出をお願いします。

3. 交付申請書の提出について

(1) 提出期限

毎月、月末締めで翌月10日を提出期限とします（10日が土、日、祝日の場合は翌営業日）。

なお、1ヶ月以上でまとめて提出する場合も、必ず3ヶ月毎に提出してください。3ヶ月を超えての申請は受け付けません。

(2) 提出方法

メールまたは郵送

(3) 提出先

(メールの場合) pcrkensa@pref.mie.lg.jp

※件名に「補助金交付申請」等の文言を入れてください

(郵送の場合) 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム 検査推進班

(4) 提出部数

1部

※内容について問い合わせをする場合がありますので、提出書類の控えとして必ずコピーを保管してください。

【提出が必要な書類】

PCR等検査無料化事業補助金交付申請書（第1号様式）	
PCR等検査無料化事業補助金請求書（第7号様式）	
検査等費用支援部分	検査体制整備支援等部分（※該当する場合）
実績報告書（検査等費用支援部分） （第2号様式の1）	実績報告書（検査体制整備支援等部分） （第2号様式の2）
<p>証拠書類</p> <p>【PCR検査等を自院でする場合】 検査に使用した検査キット・試薬等の購入した日時、単価が分かる資料（納品書、領収書、仕切書のうち、いずれか1つ）</p> <p>【PCR検査等を外部委託する場合】 委託した検査の単価及び委託等の日付が分かる資料（請求書、契約書等の単価の記載のあるもののうち、いずれか1つ）</p> <p>【抗原定性検査の場合】 検査に使用した検査キット・試薬等の購入した日時、単価が分かる資料（納品書、領収書、仕切書のうち、いずれか1つ）</p>	<p>証拠書類</p> <p>以下の①②③を提出してください。ただし、領収書もしくは仕切書がある場合は、それをもって①+②として扱うことができます。</p> <p>①納品書（納品されたことが分かる資料） ②請求書（経費支出の根拠資料。銀行振込の控え等でも可） ③写真（※工事を伴うものや50万円（税抜）以上の物品のみ）</p> <p>※証拠書類はコピーを提出し、原本はお手元に保管するようにしてください。</p>

【必要に応じて提出する書類】

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第4号様式）
補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、本様式の提出が必要となります。
取得財産等管理台帳（第5号様式）の写し
補助事業により取得した財産（取得価格または効用の増加額が1件あたり <u>50万円（税抜）以上の機械、器具、備品及びその他の財産</u> ）について報告してください。
財産処分承認申請書（第6号様式）
補助事業で取得した財産を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には、事前に知事の承認が必要となります。なお、事業実施年度以降においても、耐用年数が経過するまでは事前の承認が必要となります。
※事前承認が必要なものは、取得価格または効用の増加額が <u>50万円以上（税抜）</u> の機械、器具、備品及びその他の財産が対象となります。
※承認を受け財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を三重県に返還する必要があります。

PCR等検査無料化事業補助金請求書（第7号様式）について

請求書の発行責任者及び担当者欄に、発行責任者と担当者の氏名及び連絡先をそれぞれ記載いただくことで、代表者印等を省略できますが、従来どおり代表者印等を押印いただいたものでも受理します。この場合は郵送で提出してください。なお、発行責任者と担当者は同一人物でも可とします。

4. 補助事業実施のための手続き

(1) 補助事業者から発注先への経費の支払方法

- ・補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則ですが、クレジットカードによる支払も可能です。
- ・クレジットカードによる支払は、法人にあっては法人名または法人の代表者名、個人事業主にあっては本人名義によるもののみ認められます。立替払で上記以外の名義によるもの場合は、別途そのことが証明できるものの写しを提出してください。
- ・決済は法定通貨のみ対象となります。

(2) 補助金の証拠書類

- ・納品書（納品伝票を含む）、請求書、領収書、仕切書、契約書、カタログ等、写真
- ・口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等（クレジットの場合は請求明細書も）
- ・銀行振込の控えや振込が完了したことが分かるネットバンキングの記録のプリントアウト等
- ・**証拠書類はコピーを提出してください。**メールの場合は、PDF形式で提出してください。原本は三重県からの問合せに対応できるよう手元に保存してください。
- ・用紙サイズはA4で統一してください。
※納品書等でA4でない証拠書類は、A4の紙にコピーして提出してください。
- ・納品書の名義が薬局名等にできない場合、薬局の代表者名であるなど、補助金の支払先と同一であることが分かるようにしてください。

5. 補助事業対象経費

この表に記載されたものはあくまで例示であり、具体的な対策の内容や効果により対象となる場合や対象外となる場合があります。

経費項目	補助額	対象例
検査キット 購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等 検査1回当たり 上限7,000円 ・抗原定性検査 検査1回当たり 上限1,500円 	検査キット代
		検体採取容器代
		包装費
		検査費用（PCR検査等の場合）
		結果通知費用（PCR検査を検体採取場所以外で実施する場合）
		検体管理費用（PCR検査を検体採取場所以外で実施する場合）
		往復送料（復路送料はPCR検査を検体採取場所以外で実施する場合）
製造・検査拠点における販売管理費等（検査拠点はPCR検査を検体採取場所以外で実施する場合）		
各種経費	検査1回当たり 2,500円	運営費（検体採取場所における人件費その他一切の販売管理費等）

検査体制整備費	1事業所当たり 上限250万円	マスク
		ビニール手袋
		フェイスシールド
		防護服
		サーモグラフィ
		アルコール消毒液
		非接触体温計
		パーテーション
		アクリル板
		空気清浄機
		換気扇・サーキュレーター
		パソコン
		WEB ミーティング用機器
		カーポート
		プレハブ
		無線呼び出しベル
		感染性廃棄物処理委託費
検査結果通知システム構築委託費		
ドライブスルー用誘導員委託費		
PCR 検査機器		

(注1) 表中の金額は全て消費税込みの金額です。

(注2) PCR検査等の検査1回当たり補助上限について、1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合、1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回当たりの上限を5,000円(税込)とします。また、1日当たりの総検査回数が100回を超える場合、1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回あたりを3,000円(税込)とします。

なお、令和4年8月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、7,000円(税込)/1個を上限とし、令和4年6月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、8,500円(税込)/1個を上限とします。ただし、令和3年12月31日から令和4年6月30日までにおいては、実施事業者が医療機関である場合について、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、7,000円(税込)/1個を上限とします。

(注3) 抗原定性検査の検査1回当たり補助上限について、令和4年3月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、3,000円(税込)/1個を上限とし、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、3,500円(税込)/1個を上限とします。

(注4) 各種経費の検査1回当たりの補助額について、1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合、同日の総検査数が50回を超える回数については、1,800円(税込)とします。また、1日当たりの総検査回数が100回を超える場合、同日の総

検査数が100回を超える回数については、1,100円（税込）とします。

なお、検査実施日が令和4年8月31日までのものについては、一律3,000円（税込）とします。

（注5）PCR検査機器については、原則はリースになりますが、合理的な理由があれば例外的に購入も認めます。ただし、リースや購入ができるのは、医療機関（第1項第2号事業または第2項第1号事業に該当する）に限ります。

（注6）補助対象となるか不明な物品を購入する場合、事前にご相談ください。

6. 補助対象外経費

下記①～⑨に示すように、証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とします。

①本補助事業の実施と関連しない費用

②必要な経費支出関係の書類を明示できないもの

③オークションによる購入（インターネットオークションを含む）

④不動産の購入・取得費

⑤金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等（発注先が負担する振込手数料を除く）

⑥貸付金または保証金

⑦商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い

⑧補助事業応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用

⑨上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7. よくあるお問い合わせ（FAQ）

— 全般 —

Q. 複数事業所で事業を実施する場合、申請書は事業所ごとに提出する必要があるか。

A. 補助金交付申請書（第1号様式）については基本的には複数事業所分を1枚にまとめて提出してください（各事業所に要する経費等を合計して記入）。ただし、補助金交付申請書に添付する実績報告書（第2号様式の1及び2）については、各事業所にかかる費用が分かるように記入していただき、添付する証拠書類においても各事業所にかかる費用が分かるように整理してください。

Q. 交付申請書（第1号様式）と請求書（第7号様式）の事業者名称と代表者名について、どう記載すればよいか。

A. 原則、事業者登録時に提出された実施計画書に記載の事業者名称と代表者名になります。なお、請求書（第7号様式）の振込先の口座名義人と異なる場合は、委任状の添付が必要となります。

— 実績報告書（検査等費用支援部分） —

Q. 証拠書類は何を提出するのか。

A. PCR検査等を自院で行う場合は、検査に使用した検査キット・試薬等の購入した日時、単価が分かる資料です。具体的には納品書、領収書、仕切書のうち、いずれか1つです。PCR検査等を外部委託する場合は、委託した検査の単価が分かる資料です。具体的には請求書、契約書、カタログ等の単価の記載のあるもののうち、いずれか1つです。抗原定性検査の場合は、検査に使用した検査キット・試薬等の購入した日時、単価が分かる資料です。具体的には納品書、領収書、仕切書のうち、いずれか1つです。

Q. 検査結果が判定不能や失敗、検体採取不能になった場合、検査キットを消費しているが、それぞれ検査回数としてカウントしてよいか。

A. 検査回数としてカウントできません。なお、判定不能等が複数回続いた場合は、その分カウントできません。

Q. 検査回数と週次報告は一致させる必要があるか。

A. 同期間における検査回数と週次報告の検査者数は、判定不能等の影響のため必ずしも一致するものではありません。
なお、一致しない場合は、その理由を整理しておいてください。

Q. 検査キットを複数社から仕入れる場合は、補助金額はどうなるのか。

A. 令和4年8月31日までに検査を実施した分の申請にかかるものについては、購入先ごとの単価で補助金額を判断させていただきます。

例えば、PCR検査キットの場合において、令和4年6月に仕入れた場合、A社：10,000円/1キット、B社：6,500円/1キットで仕入れた場合の1キットあたりの補助金額はA社は上限額である8,500円（又は7,000円）、B社は仕入額である6,500円となります。

また、令和4年9月1日以降に検査を実施した分の申請にかかるものについては、実際の仕入原価による合計と、補助上限単価に検査回数の合計を乗じた金額を比較し、より小さい金額を補助金額とします。

例えば、PCR検査キットの場合において、令和4年9月に仕入れた場合、A社：10,000円/1キット、B社：6,500円/1キットでそれぞれ1キットずつ使用した場合の補助金額の合計は、実際の仕入原価の合計である16,500円と、補助上限単価（7,000円）に検査回数の合計（2回）を乗じた金額である14,000円を比較し、より小さい金額である14,000円とします。ただし、令和4年9月以降に仕入れた場合、1日当たりの総検査回数が50回を超える場合は、PCR等検査の補助上限額が変動するため、別途閾値を用いた計算が必要です。

— 実績報告書（検査体制整備支援等部分） —

Q. いつから購入したものが対象となるのか。事業者登録された後に購入したもののか。

A. 原則、事業者登録された日以降のものとなります。

Q. 証拠書類は何を提出するのか。

A. 納品書（納品されたことが分かる資料）及び請求書（経費支出の根拠資料。銀行振込の控え等でも可）です。ただし、領収書や仕切書がある場合は、それをもって納品書及び請求書の代わりとします。例外的に、感染性廃棄物処理委託費にかかるものについては、収集運搬業者に引き渡した日付が記載された請求書（日付がない場合は、紙マニフェストB2票も併せて必要）で可としますが、それが難しい場合は、見積書や契約書等の単価が分かる資料を提出するとともに、引き渡し日、内容、数量、単価、金額、支払予定日等が記載されたものを別途、任意様式で作成のうえ、提出してください。また、工事を伴うものや50万円（税抜）以上の物品を購入した場合は写真も必要です。なお、物品を一式で購入した場合は、内訳を伺うことがありますので、ご了承ください。

Q. 請求書や領収書の金額について、対象物品に割引がある場合はどうするのか。また、全体にかかる割引についてはどうするのか。

A. 対象物品から割引額を減額させてください。全体にかかる割引については、対象物品の金額で割引額を按分したうえで、減額させてください。

Q. 結果通知書の発行に要するコピー用紙やインク代は対象になるのか。

A. 検査実施時に生じるコピー用紙やインク代等の経費は、検査実施に伴う運営費（人件費その他一切の販売管理費等、補助額 **2,500 円**/件）に該当し、検査体制整備支援等部分の対象外となります。